

一般社団法人日本臨床皮膚科医会 定款施行規則

第1章 会 費

(会費)

第 1 条 会員の納入すべき年会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
 - A会員 (医療機関の開設者、又はこれに準ずる者) 13,000 円
 - B会員 (勤務医、又はこれに準ずる者) 6,000 円
- (2) 特別会員 会費免除
- (3) 功労会員 会費免除 (満 75 歳に達した翌年度より)
- (4) 賛助会員 100,000 円

第2章 ブロック

(ブロック及び都道府県医会)

第 2 条 本法人の会員を次の 10 ブロックに区分し、各ブロックは該当都道府県皮膚科医会を統括する。

- (1) 北海道ブロック 北海道
- (2) 東北ブロック 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
- (3) 北関東信越ブロック 茨城・栃木・群馬・長野・新潟
- (4) 東京ブロック 東京
- (5) 南関東山静ブロック 埼玉・千葉・神奈川・山梨・静岡
- (6) 東海北陸ブロック 愛知・岐阜・三重・富山・石川・福井
- (7) 近畿ブロック 滋賀・京都・大阪・奈良・和歌山・兵庫
- (8) 中国ブロック 鳥取・島根・岡山・広島・山口
- (9) 四国ブロック 香川・愛媛・徳島・高知
- (10) 九州ブロック 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

(会員の所属)

第 3 条 正会員及び特別会員、功労会員は、その主たる職場のある都道府県により、前条の皮膚科医会のいずれかに所属するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、住居のある都道府県の皮膚科医会に所属することができる。

2 複数の職場がそれぞれ異なる都道府県にある場合には、正会員及び特別会員、功労会員は、そのいずれかを選んで所属することができる。

(ブロック及び都道府県皮膚科医会の規約)

第 4 条 各ブロックに関する規約は、本法人の定款の定めにもうようにブロックごとに定める。都道府県皮膚科医会に関する規約は、医会ごとに定める。

(ブロック長及び副ブロック長)

第 5 条 各ブロックにブロック長 1 名及び副ブロック長 1 名を置く。

2 ブロック長及び副ブロック長の選任は、各ブロックにおいて行う。

第 3 章 役員の選任

(理事)

第 6 条 理事は各ブロックから 2 名合計 20 名を理事候補として推薦し、本部推薦及び立候補者 16 名と合わせて、社員総会で選任する。

2 理事に立候補するには、会長または副会長を含む現職の理事 3 名以上の推薦を必要とする。

(監事)

第 7 条 監事は、正会員の中から推薦し、社員総会で選任する。

第 4 章 会務運営

(会務運営のための各部の設置)

第 8 条 定款第 4 条に規定する事業を行うため、この法人に各部を置き、それぞれ理事が分担する(会務施行規則)。

2 各部の設置は、必要に応じて会長が定める。

第 9 条 会長が必要と認めたときは、各部に部長及び副部長を置くことができる。

第 5 章 委員会

(委員会の委員)

第 10 条 委員会の委員は、理事会の決議を経て、正会員の中から会長が委嘱する。

2 委員会には、委員の互選により委員長 1 名及び副委員長 1 名以上を置く。

3 委員の任期は、会長の任期による。

第 6 章 臨床学術大会

(臨床学術大会)

第 11 条 臨床学術大会は、毎年 1 回、定時社員総会に際して開催し、研究発表その他を行う。

- 第 12 条 臨床学術大会ごとに臨床学術大会会頭（以下「会頭」という）1 名を置く。
- 2 会頭は、理事会が正会員の中から本人の同意を得て推薦し、社員総会で選任する。
 - 3 会頭は臨床学術大会を主催し、その運営を統括する。
 - 4 会頭は、臨床学術大会運営のためのプログラム委員会、実行委員会などを設置する。

第 7 章 定款施行規則の変更

（定款施行規則の変更）

- 第 13 条 この定款施行規則は、社員総会において 2 分の 1 以上の決議を経なければ変更することができない。